

第 11 号議案

ふじみ野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「昭和 25 年法律第 114 号）」の次に「、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）」を加え、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。